

# 会議録

平成 28 年 10 月 24 日(月) 場 所 3 階 第 5 研修室

会 議 名：第 7 回総務・経済常任委員会

出席委員：平野委員長、新井田委員、竹田委員、相澤委員、手塚委員、福嶋委員

鈴木委員、吉田委員、又地委員

欠席委員：佐藤副委員長

会議時間 午前 10 時 00 分～午後 3 時 04 分

事務局 吉 田、西 嶋

---

## 開 会

### 1. 委員長挨拶

**平野委員長** 定刻になりましたので、ただいまから第 7 回総務・経済常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は 9 名でございます、佐藤副委員長より欠席の届出がありました。

よって、委員会条例第 14 条の規定による委員定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

早速ですけれども、本日の委員会資料を事前に配付をしております。皆さんご承知のとおり、きょうは現地調査がメインとなっております。

それで、開会前に皆さんから話はありませんでしたが、建設水道課の現地調査のあと、午後から産業経済課の町有林を見るのですけれども、どちらも釜谷方面に行くということで、本来であれば一緒に行ければ良かったのですけれども、行政との調整上、担当課の都合上、二度手間になりますけれども一度、建設水道課は午前中を見て、そのあと午後から産業経済課を見るという流れになりますので、ご理解をよろしくお願いします。

早速、現地調査にまいりますので、暫時、休憩をいたします。

**休憩 午前 10 時 05 分**

**再開 午前 11 時 30 分**

## 2. 調査事項

### (1) <建設水道課・現地調査>

#### ・発注工事について

#### 詳細別紙のとおり

**平野委員長** それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

現地調査、お疲れ様でした。釜谷をはじめ、6 箇所の現地調査を回ってきました。その場所での説明もさほど時間を取りませんでしたので、この場で質問等があればお聞きいた

だきたいと思います。質疑をお受けします。

鈴木委員。

**鈴木委員** 鈴木です。

①の木古内町の釜谷多目的集会施設建設工事なのですけれども、私のほうからは実績の工事の部分ではなくて、運用の部分でちょっと相談と言いますかいまのところの考えをお伺いしたいのですけれども、関連でよろしいでしょうか。非常に町民のかたから声が多かった海の前ということで、避難に関わる部分はないですか。

**平野委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前 11 時 31 分

**再開** 午前 11 時 33 分

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかに質疑をお受けします。

又地委員。

**又地委員** 後ろのほうの海側のほうに、椅子だとかいろいろ置く場所がありますよね。あそこの壁は、このくらいの高さでいいから板にしたほうがいいですね。クロスでしょう。あれすぐだめになりますよ。だめになってから板を貼ってもいいのだけれども、よーいどんから少し物がぶつかってもいいような板を貼るべきだったと思う。たぶん平澤さんとも話をしたのだけれども、設計がああだからということだったけれども、それはちょっと反省かなと思ひまして。あと、手すりも付くということなので、年寄りも多いので手すりをグッと回すと。それは、設計に載っていますよね。

**平野委員長** ほか。

竹田委員。

**竹田委員** 木古内町とすれば、何十年ぶりの会館の建設ということ。副町長、今回しゅん功と同時にこけら落とし等をやはりああいう立派な施設でありますし、したほうがいいような気がするのですけれども、町の考えとしてはどうなっているのか。

**平野委員長** 構口課長。

**構口建設水道課長** その件については、町長のほうと若干お話をさせていただいた経緯がございます。今回、11月30日工期ということで、釜谷町内会さんとかと話をし、まず引っ越しをしないとイケないということがあります。例年であれば11月の初旬に各地域の町政懇談会を行っておりますが、どうせであればせつかく新しい会館ができたのであれば、そちらのほうで町政懇談会を行うのがいいのではないかと町長のお話もありましたので、まだ日程は未定なのですが、11月の下旬までにお披露目会というかそういった意味で、町政懇談会をやるという形で行いたいということでいま考えております。

**平野委員長** 竹田委員。

**竹田委員** お披露目会しか考えていないということで、わかりました。

**平野委員長** ほか。

手塚委員。

**手塚委員** 手塚です。

いま施設を見せてもらったのですけれども、車いすが上る斜路が結構長めにとってあったのですけれども、いま雪のない時期は大丈夫なのかなと思いますけれども、しばれてくるようになれば滑りも結構あるのかなと思いますけれども、その辺の体制とそれからあれを上る時に角材で手すり状になっていましたけれども、登り切ったところがちょっと小口が見えて、何か滑ればぶつけそうな感じもありますので、ラバー的なものクッション的なものを貼り付ければいいのかと思いますので、その辺はどういうふうに考えていますか。

**平野委員長** 構口課長。

**構口建設水道課長** まず斜路の勾配なのですが、これはまずバリアフリー等の考え方で、斜路の勾配上まず決まっています。いま手塚委員がおっしゃるように、冬期の維持管理ということになると思うのですが、現実的に毎回毎回除雪というのは、なかなか難しいというふうに考えております。ただし、何らかの行事がある時に、例えば町内会さんのほうから要請があれば、そういった時に除雪等の対応は、ある程度対応可能かと思っております。

手すりに関しては、いま一度私のほうで現場をちょっと確認をさせていただいて、何らかの処置ができることであれば行いたいと思います。

**平野委員長** ほか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**平野委員長** それでは、ないようですので建設水道課の調査事項、発注工事については、終えたいと思います。

その他として、担当課長のほうから説明と言いますか報告と言いますかあるようですので、構口課長のほうから説明をお願いします。

**構口建設水道課長** 現場視察、お疲れ様でした。本日、お時間を取っていただき、ありがとうございます。

事前に資料のほうを配付しておりました縦版のA3のフローの表があると思うのですが、そちらをご参照願いますでしょうか。

以前より町営住宅の家賃滞納者に対するの対応についてということで協議をしておりましたが、今回資料のとおり基準を設けましたので、まず説明の報告をしたいと思います。

資料にありますとおり、町営住宅の家賃滞納整理事務のフローチャートとして、これは木古内町町営住宅家賃等滞納整理事務要領というものがあります。それをわかりやすく、まず今回フローチャートにまとめたものとなっております。これに沿って説明をしていきたいと思います。

まず、一番上からになります。当月の家賃の支払いがなかった入居者について、二つ目にあります督促書の発行になります。その次に3か月以上の発生した場合、催告書の発行、その後、次に催告書の送付後、30日経過しても送付がない場合、次に再催告書を発行することになります。その次に、再催告書を発行後、30日経過しても納付がない場合、次に連帯保証人への催告書を発行することとなります。その後、次に連帯保証人への催告後、30日経過しても納付がない場合、ここで入居者に対して最終催告書を発行します。次に、入居者への最終催告後、30日経過しても納付がない場合、次は連帯保証人に対して最終催告書を発行することになります。次に、連帯保証人への最終催告書発送後に、入居者へ最終確認として調査・面談を行います。30日経過しても納付がない場合、法的措置に進むこととしました。フローチャートの赤く塗っている部分がこれになるのですが、このフローの

中段にある赤枠をご覧いただきたいのですが、支払命令の申立通知・明け渡し請求等の手続きを行うこととする基準としましては、ここで今回基準という大きな点になるのですが、まず現年分の支払いと合わせて過年度分の滞納額が減っていくことを大前提とすると、これを大きな判断基準として、ここで調査・面談を行った際に、滞納者に対しては誠実さが見られないと判断した場合は、支払いの申立通知・明け渡し請求への事務手続へ進むことと今回しました。その後、フローチャートの下のほうになっていきますが、支払命令の申立通知、強制執行等の申立、明け渡し請求、最後に町営住宅の明け渡し最終請求、明け渡し訴訟の手順に沿って進むこととなります。これに関する所用時間については、簡易裁判所に委ねることとなりますが、これに対してまず行政のほうとしては、こういった基準を現年度分の支払いと合わせて、過年度分の滞納額が減っていくことということを前提にして、今回決めさせていただきました。

次に、資料の最後のページをお開き願いたいのですが、これは私どものほうで住宅料の滞納者への対応事例について、列記しております。

この滞納者のかたについては、以前より催告書の送付をしておりましたが、今回弁護士さんの助言をまずいただいた中で、まず本人に接見することで本人が滞納額について、支払う意思があるかどうかの確認が重要だということの助言をいただいております。

今回、その助言に沿った形で最終確認という形で面談を行ったところ、本人から支払いの意思があることを確認ができました。現年度分の支払いと過年度分の滞納額を含めた支払いについて話し合ったところ、本人から毎月 5 万円の納付の申し出がありましたから、それを元に納付の誓約書を取り交わすことができました。

最後になります。今後、木古内町町営住宅家賃等滞納整理事務を取った中で、町の町営住宅家賃整理基準について行っていくこととなりますが、いろいろなケースが想定されると思いますが、滞納者に対して毅然たる対応をしていき、滞納額の減少に向けて遂行していきたいと考えております。以上、報告を終わります。

**平野委員長** 皆さん、日頃から滞納の問題については、様々な委員会で意見が出ておまして、その中で町として縷々基準は明確にしたほうがいいのではないかという意見に沿った中で、町がこの度基準を設けて、今後もこのフローチャートに沿って進んでいくというわかりやすい進みができたという報告でございます。

これについて、特に。

新井田委員。

**新井田委員** いまの基準について説明を受けまして、このとおりではないかというふうに認識はしています。その中で、顧問弁護士との打合せの中で、いろいろ滞納に関してはいま委員長からも言われたように、いろんな委員会の中でも話題になっている部分はありました。そういう中で、我々の見解とすればやはり悪質であるものに関しては、やはりそういう態度をきちんと示していかなければだめだよねということのそういう話は出ているのですけれども、これも過去に私は強調しているのですけれども、副町長のほうからいろいろデリケートな問題もあるのではという中で、ここではお金がないから払えないと。それ以外のかたという表現はされているのだけれども、要するに人道的な立場からいって、どうしても調査の中で段階でこのかたはどうしても払えないのだと。そういう状況の中で、じゃあ出て行ってくれというようなことになるのか。この辺の明記は、ある程度滞納の中で

も支払い能力があるとかないとかという判断は当然あるのでしょうかけれども、ただどうしてもやはり現状を見た段階で、強行に出た場合に人道的なことに発展するという部分の見解に関しては、町なりどんなふうにも。前にはなかなかそういうふうな形は強行的な部分ではいけないよというようなお話だったと思うのですけれども、もう一回その辺を確認をしたいのですけれども、どうでしょうか。

**平野委員長** 副町長。

**大野副町長** ただいま滞納されているかたの生活実態・状況を踏まえて、手続きをしていますということを課長のほうからは報告をさせていただきました。この際に、簡易裁判所に明渡し請求をした場合の相手方の状態によっては、これは簡易裁判所のほうが人道的な立場から明け渡し請求は却下するというそういう場合もあり得ると思います。ただ、その場合については、ご本人の生活実態が相当厳しい状況で、収入もないような状況であれば、別な保護の観点からの考え方が必要になってくるのかなというふうに思います。資力、お金を持っていて、仕事もして支払い能力のあるかた、このかたが支払いに対する意欲を見せない場合。これは、誠実な対応ではありませんので、明け渡し請求をして簡易裁判所が認めてもらえるものというふうには思っております。そういう分け方になるかなというふうに思います。

**平野委員長** ほかにありますか。

又地委員。

**又地委員** 住宅に入る場合は、契約書を結ぶわけですね。最後のところに「納付誓約を交わし」とあるのですけれども、契約書を交わして且つ交わしているのだけれども、滞納がだんだんあれしてきていると。今度、ここで「納付誓約を交わし」、誓約書だと思のですけれども、この辺の法的な効力というのはどうなのかと。契約をしたにも関わらず、滞納をしたと。溜まってきた。ここで納付誓約を交わしたと。誓約書だと思のですよね。月 5 万円ずつと。これは、履行されていると思のです。この辺の法的な効力というのをちょっとわからないのです。その辺、副町長わかりますか。

**平野委員長** 副町長。

**大野副町長** これは、顧問弁護士と担当のほうで相談をした際に、本人の支払う意欲です。滞納があるという滞納額を覚知していて、そしてこれからは「払いますよ」というふうなことでの話し合いをして、誓約書を交わす。その誓約書を交わしたことによって、不実な対応、払わない場合。この場合については、明渡し請求につながるというふうなそういう解釈ですので、法律的には甲と乙の契約にはなりますけれども、それを実行しない乙側のほうの瑕疵があるということで、法的には裁判所のほうで受け止める効力にはなり得るといふふうに思っております。

**平野委員長** 又地委員。

**又地委員** そうしたら、誓約書を交わす時には連帯保証人は入っていないのですか。それは、連帯保証人を入れることはできないのだろうか。ということは、連帯保証だから本人プラス連帯保証人。もっとそうすると、少し強い姿勢で臨める部分が出てこないかなという気が私はしているのだけれども、その辺はどうですか。

**平野委員長** 構口課長。

**構口建設水道課長** いま又地委員がおっしゃるとおり、その件に関してはより強い誓約書

の効力を発揮するためには、保証人のほうともそういった誓約を交わす形がベストだと思います。このことについては、再度顧問弁護士さんのほうにもうちょっと相談をさせていただきながら、方向性を示していきたいと思います。

**平野委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 今回、事務調査の中で滞納整理事務フローチャート、これを提示したということは、従前から督促・催告だとかは行っていたことであるし、これをあえてこういうものに真ん中の最終面談、この協議の部分を強調しているということは、今後は徴収について強行手段を執るというふうな受け止めにもできるのですよね。先に、新井田委員が言っていた人道的な部分だとか、悪質だとかいろんなケースがありますから、従前と大して変わらないのかなと思っていたのですけれども、今度は手順に沿ってこういうふうに持っていくよということに聞こえてくるのだけれども、必ずしもそうなるのかできるのかなとそういう心配もあるのですよね。ですから、今回こういうものを明らかにして当然、こういう例えば手段を執りますということは、何らかの形で入居者・町民に対してPRをしなければなりませんよね。今度、町は強行な手段を執りますということを。だから、どういふふうに例えば町民に対して今後、こういう手順で悪質なという表現はちょっとまずいと思うのだけれども、滞納を整理するのだという部分をどういふふうにして例えば町民にPRをするのかなというのがちょっと危惧するところなのですけれども、それはどういふふうを考えていますか。

**平野委員長** 副町長。

**大野副町長** 今回、示した内容について広報等で周知することは、これはできるのです。ただ、我々が描いているのは、こういう処分を実際にしたことによるアナウンス効果。これは、特に広報やマスコミに流すというものではなくて、住んでいる方々同士の伝言ゲームみたいなもので、「出されたぞ、町は厳しくやっているぞ」というのが見えたところで、アナウンス効果になるだろうと。それが、この話とは違いますけれども、滞納整理機構のアナウンス効果も一緒なのかなというふうに思います。ですから、「制度は厳しく考えていますよ、町はこういうふうにやりますよ」というのは広報では出すものの、それだけではあまり大きな効果にはなっていないでしょうから、実際にそういった処分をやったことによる効果というものを追求していきたいというふうに思っております。

**平野委員長** 冒頭にも私は言ったのですけれども、いままでの様々な委員会でもごく一部な言ってしまうえば悪質な人達をどうするのかということが課題であって、ここにおられる委員からもそのルールを明確にせよというこの議会からの発信なのですね、元々。それを今回は、本当に一部なのです。悪質というのか、その人達にいま副町長が言うように、きちんと町は厳しくいきますよというためにもルール決めが必要だということで、こういうルールが出てきたわけですから。今後、滞納が悪質的な人が減るためのルールですから、元々我々がこういうのを作ったほうがいいということでもありますから、今後これに沿って悪質と思われるような滞納者がいなくなっていくことを望んでおりますので、このくらいで質問をあと切りたいと思いますけれども、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** 以上をもちまして、建設水道課の調査を終えます。

昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前 11 時 57 分

再開 午後 1 時 00 分

## (2) <産業経済課・現地調査>

### ・町有林の現況について

#### 詳細別紙のとおり

**平野委員長** それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

午後からの調査は、産業経済課でございます。産業経済課の皆さん、大変お疲れ様でございます。

事前に資料を配付していきまして、きょうは町有林の現況について、また台風の被害状況の現地調査をする予定となっておりますが、出発をする前に資料の説明を担当課長よりしていただいて、その後現地調査に向かいたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは早速、資料の説明をお願いいたします。

木村課長。

**木村産業経済課長** 皆さん、お疲れ様です。

いま委員長がおっしゃったように、現地調査の町有林の施業箇所と倒木地域の確認について行うということで、その前段、木古内町の森林概要並びに倒木の状況について説明した後に、現地のほうに行きたいと思います。

詳細については、担当のほうから説明をいたします。

**平野委員長** 羽澤（真）主査。

**羽澤（真）主査** 農林グループの羽澤です。よろしく申し上げます。

産業経済課の農林グループで提出をした資料の 1 ページ目をお開き願いたいと思います。

こちらにつきましましては、木古内町林業の概要ということで、記載をさせていただいております。

1 番としましては、木古内町の総面積 2 万 2,187 h a に対して、森林面積も総面積ということで、89 % となっております、1 万 9,737 h a となっております。

2 番につきましましては、森林面積の内訳ということで、町内の総森林面積のうち国有林面積につきましましては、1 万 936 h a、私有林につきましましては 7,681 h a となっております。また、町有林につきましましては 1,120 h a ということでございます。

3 番です。町有林の内訳でございます。町有林の総面積 1,120 h a のうちということで、人工林につきましましては 640 h a となっております。蓄積については、28 万 7,000 m<sup>3</sup> ということでございます。人工林のうち保安林ということで、保安林指定をされている箇所でございますけれども、228 h a となっております。

天然林でございます。474 h a ということでございまして、町有林の 42.3 % を占めているという状況でございます。蓄積につきましましては、6 万 5,000 m<sup>3</sup> ということで。

天然林のうち保安林につきましましては、225 h a となっております、天然林の 47.5 % が保安林を占めているというような状況でございます。

4 番でございます。町有林人工林の内訳ということで、いまほど説明をいたしました人

工林 640 h a の内訳でございます。スギにつきましては 536 h a で、人工林の 83.8 % を占めてございます。蓄積につきましては、25 万 8,000 m<sup>3</sup> です。

トドマツにつきましては 81 h a で、12.6 % になってございます。蓄積につきましては、2 万 1,000 m<sup>3</sup> という事です。

カラマツにつきましては 20 h a という事で、3.1 % になってございます。蓄積につきましては 7,000 m<sup>3</sup>、その他の樹種ということで 3 h a ほどございまして、こちらにつきましては蓄積 1,000 m<sup>3</sup> というような内容でございます。

5 番につきましては、いまほど説明をいたしました人工林の主要樹種別ということで、スギ、トドマツ、カラマツの林齢別の面積ということでございます。こちらにつきましては、お目通しを願えればと思います。因みに面積・蓄積につきましては、森林調査簿からの数字となっております。

続きまして、2 ページ目をお開き願います。

台風 10 号の倒木被害状況でございます。先般、8 月 30 日に発生しました台風 10 号の町内の倒木被害状況となっております。

1 番としまして、倒木被害状況、各事業体ごとに載せてございます。

まず木古内町につきましては、被害実面積として 1.58 h a です。被害材積につきましては、483 m<sup>3</sup> になってございます。被害額につきましては、282 万 9,500 円と。

森林組合ということで、森林組合の組合員の被害ということで、被害実面積 2.88 h a でございます。被害材積につきましては 927 m<sup>3</sup>、被害額につきましては 515 万 5,200 円となっております。

北海殖産株式会社ということで、こちらにつきましては被害実面積 33.73 h a、被害材積につきましては 9,210 m<sup>3</sup>、被害額につきましては 8,062 万 4,400 円となっております。

全体を合計しまして、被害実面積としましては 38.19 h a で、被害材積につきましては 1 万 620 m<sup>3</sup> です。被害額につきましては、8,860 万 9,100 円となっております。

2 番の倒木被害樹種ということで、樹種別の被害面積を載せてございます。

木古内町町有林につきましては、全てがトドマツで 1.58 h a です。森林組合につきましても、トドマツの被害で 2.88 h a、北海殖産につきましては、スギで 14.69 h a、トドマツで 17.04 h a、カラマツで 1.7 h a、天然林で 0.3 h a、合計で 33.73 h a の被害となっております。

合計としまして、スギでは 14.69 h a、トドマツで 21.5 h a、カラマツ 1.7 h a、天然林で 0.3 h a、合計 38.19 h a の被害となっております。

続きまして、3 ページ目につきましては、このあと実施します現地調査の箇所位置図ということでございまして、皆伐事業として瓜谷地区、町有林被害地としまして釜谷地区の現地調査を実施する予定でございます。

続きまして、4 ページ目をお開き願います。

現地調査箇所の概要でございます。まず、町有林の皆伐事業でございます。瓜谷地区の概要でございます。

所在地につきましては、木古内町字瓜谷 224-1 番地、林小班につきましては、16 林班 1 小班。樹種につきましてはスギでございまして、面積が 4.28 h a です。樹高につきましては 21 m、蓄積につきましては 2,328 m<sup>3</sup> となっております。植栽年につきましては 1954



年、林齢につきましては63年生、齢級で13齢級というような内容です。施業経歴につきましては、1987年に間伐を実施してございます。

2番です。町有林被災地です。こちらにつきましては、トドマツ人工林でございまして、所在地につきましては、木古内町字釜谷197-8外3筆となっております。林小班につきましては115林班55小班、樹種につきましてはトドマツ、面積につきましては0.04ha、樹高につきましては15m、蓄積が10m<sup>3</sup>でございまして、植栽年につきましては1978年、林齢39年生、齢級で8齢級というような内容です。施業経歴は、なしというような形になってございます。

この町有林被災地につきましては、今後の対応としまして当該被災地につきましては、広域農道作設に係る残置でございまして、元々は民間のかたの所有のものでございました。

公簿地目は、広域農道を作設に係る残置となっておりますので、公簿地目は公衆用道路ということで、平成3年6月4日付けで北海道から譲与されてございます。

被害木につきましては、隣接（民地）の今年度植栽した植栽木に倒れ込んでいる状況でございまして、今年度にこの箇所を搬出処理を行うというようなことで考えてございます。

植栽につきましては、公簿地目が公衆用道路ということとを且つ、面積も0.04haと僅少で町有林も付近にございませぬので、ここにつきましては管理等をちょっとやっつけていくのは大変だということで、林地外転用として処理することとしてございます。この林地外転用につきましては、前段、渡島総合振興局の林務課と協議済みでございまして、以上でございまして。

**平野委員長** 資料の説明が終わりました。現地調査に行く前に何か聞いておきたいことがあれば、質疑をお受けします。

竹田委員。

**竹田委員** 瓜谷の皆伐の箇所だけれども、これをこれから皆伐施業をするという箇所なのですね。

**平野委員長** 羽澤（真）主査。

**羽澤（真）主査** 既に実施済みの箇所でございます。ですので、もう皆伐事業を今年度を実施してございまして、その現地の確認というような内容でございまして。

**平野委員長** 竹田委員。

**竹田委員** それであれば、ここの絵柄と現地が違うということになるわけです。もう皆伐をしてしまったあとの現地調査ということになれば、皆伐をした木を倒した写真で、これであればこのスギの皆伐予定地を見てくださいということの資料だと思っていたのですが、その辺の確認をしたらそうではなく、もう既に流木がないと、立木がないという。もう木を切って綺麗な状態で、来年ここは植栽をするという箇所ですよというところを見てほしいということなのですね。それであればこの資料とすれば、きちんとそういうものを明示したものをやはり出すべきだろうというふうに思うのですよね。

**平野委員長** 木村課長。

**木村産業経済課長** 当初、間伐エリアを確認していくということで進めておりました。この瓜谷地域の隣接地が間伐施業箇所ではありますが、ここが現地に行くまでにかかなり厳しいということで、急遽皆伐箇所に変えたということで、資料として不十分だったことに対し

ましては、お詫び申し上げます。以上です。

**平野委員長** ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** なければ、暫時、休憩をいたしまして、現地調査に向かいたいと思います。

**休憩** 午後 1 時 13 分

**再開** 午後 2 時 52 分

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、現地調査、お疲れ様でした。きょうは、皆さんに町有林の間伐後の一部なのですけれども、台風の倒木被害も道路から見てもわかりやすいたった一部なのですけれども、現地を見ていただきました。

資料に基づいた部分でもいいですし、現地を見た中で何か質疑があればお受けしたいと思います。

手塚委員。

**手塚委員** 手塚です。

瓜谷の町有林の皆伐のあとを見てきたのですけれども、山の上から見下ろした感じで下のほうに雑木が伸びているのですけれども、あれがちょうど瓜谷の道路の上に被るような格好で伸びておりまして、そこに山と道路の間に瓜谷の用水路も入っています。

それで、いま上で木を切ったのですけれども、雪とか雪害によって木もだいぶ道路側に傾斜している部分があるのですけれども、そのちょっと処理を少しお願いをしたいなと思ひまして。前にも何回か倒木があつてお願いをして、部分的に切ってもらった経緯もあるのですけれども、いまこの際にもし手をかけられるようであれば、ちょっと 1 回清掃的な部分でも検討をしていただきたいと思いますと思ひますけれども。

**平野委員長** いかがでしょうか。

木村課長。

**木村産業経済課長** 現地については、皆伐事業がもう終了していますので、事業としては困難です。したがって、改めて現場を見た中で、対応可能かどうかを確認してまいります。以上です。

**平野委員長** 確認をまずいただくということで、またその後ですね。

ほかに。

吉田委員。

**吉田委員** 今回、台風 1 号の被害の部分では木古内町はスギの部分に対しては、被害面積がゼロというのはわかるのですが、北海殖産の所長とも話をして、ただトドマツみたいにバッキリ折れていけば、本当に倒れたりしていれば被害なのですけれども、スギの場合でも揺られて中の繊維が割れてしまって、商品価値がないという被害もあるのですよね。この部分、北海殖産はきちんと出ているのですけれども、町有林スギがやはり多いと思うので、この部分は本当に同じような見方で被害調査をしたのか、北海殖産は北海殖産の見方で、被害調査のこの部分が出てきているのか。その辺どういふ見解なのかなというのがちょっと知りたいのですけれども。

（「関連」と呼ぶ声あり）

**平野委員長** 新井田委員。

**新井田委員** いまの吉田委員のほうから殖産に関する話が出ました。ここに資料には木古内町、それから森林組合、北海殖産と 3 項目になっていて、被害額も出ているのですけれども。いま言ったように、一番大きいのは 8,000 万円ちょっとくらいですけれども、これに関して町の見解。あるいは、振興局を含めてどんな見解を持っているのかなということも含めて、なお且つ被害額に関しての歳出はどういうふうにされているのか、この辺も合わせて確認をさせていただければと思います。

**平野委員長** 羽澤（真）主査。

**羽澤（真）主査** まず、吉田委員の説明にお答えいたします。

町有林の被害調査ということで、殖産との見方の違いということで、実際北海殖産さんがどのような調査をされているのかはちょっと自分達も把握していないのですけれども、町有林としましては現場の森林組合の参事、並びに現場のかたと私と 3 名で回って来ております。その中で、基本的には倒木です。倒木がある箇所についてということで、被害は上げてございます。実際、そういうよられて繊維質が壊れて、結果チップになってしまうような材も中にはあると聞いてございますけれども、そこまでの調査は正直してございません。そこまでの把握は少し困難だと思ひまして、あくまでも倒木だけではなくて当然、根が浮いている部分も見ておりますし、倒木は当然ながら調査・報告の数値に入れさせていただいておりますけれども、それ以外の部分でも根が浮いていたりとかという部分についてもこの報告には調査として掲載させていただいているところでございます。

それと、新井田委員の質問のほうなのですけれども、被害額は北海殖産さんで 8,000 万円ということで、多額の被害だと町としても感じてございます。

北海道の見解と言いますか今回の台風被害ということで、北海道で平成 28 年の 8 月 16 日から 31 日にかけての四つの台風に伴う森林被害ということで、北海道の水産林務部の森林整備課長が定める気象災害ということで、認定されてございます。

この気象災害に認定された結果、森林環境保全整備事業の特殊地拵え事業ということで、被害地の造林補助事業というものを使えることになりました。補助率につきましては、事業費の標準経費の 68 %なのですけれども、通常、町有林でも行っている森林環境保全整備事業の間伐と同等の補助率の中で特殊地拵えということで、倒木の整理・処理・搬出をできるような事業が今回の台風に伴って認定されてございます。

この事業につきましては、北海殖産さんもそうなのですけれども、特殊地拵えということで、被害発生年度から年度を含む 4 年間で事業を実施して、被害地の整理をしていくというような事業でございます。殖産さんでは今年度、1 h a ほどやるとは聞いてございまして、翌年度に同じ森林環境保全整備事業の植栽の中で今度は補助金をいただきながら、植栽の事業を実施していくというようなスケジュールがあつて動くということを聞いてございます。

今回、町有林、森林組合、北海殖産さんの被害額の算定なのですけれども、森林国営保険の保険額に基づいて算出をしております。各事業体にも町行政独自で森林国営保険の保険額を参考に算出をしたのですけれども、確認をいただきながらやっております、この程度で問題ないということで、各事業体に認識いただいております。以上でござい

す。

**平野委員長** ほかに。

鈴木委員。

**鈴木委員** 鈴木です。

今回、町有林ということですのでけれども、すぐ隣ですとか目の先にいわゆる民有林、町管理以外の民有林が同じように倒れていたりしておりました。その中で、もちろん基本的な姿勢としましては、おそらく民間は民間でだと思っておりますけれども、もしこれから雪が降ったり二次被害が予想される場合、そういった部分を柔軟に考えた時に、どのような対応策をこれから考えていますかということをごちょっと聞きたいです。

**平野委員長** 羽澤（真）主査。

**羽澤（真）主査** 鈴木委員の質問にお答えいたします。

先ほど見ていただいた被害地の民地の部分につきましても、当初どうしようかということで建設水道課とも協議をしまいたところでございますが、タイミング的に良く森林所有者さんから直接森林組合さんのほうに処理してくださいということでお電話がいったみたいで、町有林の被害地の整理と同時進行の中でそこは手を付けていくということで、やっつけようかなと思っております。

それと、林道・農道等を含めて、雪害などで倒れ込むような木も当然、毎年ございます。その際には、森林組合林所有者に確認を取りながら早急に道路の維持管理者として、町道については町道の維持管理者として、林道につきましても林道の維持管理者として木古内町で処理している実態がございます。今後もその方向で処理していきたいと思っております。以上です。

**平野委員長** 新井田委員。

**新井田委員** もう一つ確認をしたいのですが、最後にいきました釜谷地区の風倒木の状況ですけれども、大した大きな木はなかったように見受けているのですけれども。

要は、これはいわゆる処理だけで終わってしまうようなもちろん収入面ではゼロに近いという形になると思うのだけれども、その辺はどういうふうにご検討されているのか。

**平野委員長** 羽澤（真）主査。

**羽澤（真）主査** 被害地につきましては、基本的には整理集積して搬出するところまで事業を実施するというところでございます。資料にも記載のとおり、10 m<sup>3</sup>ほどの材積ですので、実際ほとんどパルプチップだと思います。パルプチップは立方 3,000 円くらいですので、10 m<sup>3</sup>ということだと 3 万円そこそこで、手数料等もございまして、そういうのを引かれると微々たるものの収入でしかないのかなと感じております。以上です。

**平野委員長** ほかに。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**平野委員長** ないようですので、以上で産業経済課の町有林の現況についての調査を終了いたします。

産業経済課の皆さん、副町長、お疲れ様でした。

### 3. その他

**平野委員長** それでは続きまして、3 のその他ですけれども、きょうはその他の記載の中で特に項目がございませんので、以上をもちまして、第 7 回総務・経済常任委員会を終了いたします。

皆さん、大変お疲れ様でした。

説明員：大野副町長、構口建設水道課長、小西主査、小池主事、木本（邦）主査  
岩本主査、木村産業経済課長、羽澤（真）主査

傍 聴：なし

報 道：なし

総務・経済常任委員会

委員長 平 野 武 志